

§ 1

消防計画作成要領

防火管理に係る消防計画作成基準

消防計画は、防火対象物又は事業所の規模・用途・収容人員等により、「大規模用」・「中規模用」・「小規模用」に分類します。

なお、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物では、防火対象物全体の規模等と事業所の規模等を勘案し、統括防火管理者が作成する「全体についての消防計画」と整合を図って作成する必要があります。

また、統括防火管理者の選任義務がない複数管理権原の防火対象物であっても、各管理権原者及び防火管理者は相互に連携し、共用部分の管理や火災発生時等における対応要領などについて取り決め、消防計画に反映させることが大切です。

以下の分類は、便宜上の目安で、防火管理者が所轄消防本部（署）の指導を受けて実情に応じて選択します。

1 規模別の消防計画分類

(1) 単一管理権原の場合

乙種防火対象物	〔小規模用〕
甲種防火対象物	〔中規模用〕 〔大規模用〕

(2) 複数管理権原の場合

乙種防火対象物	〔小規模用〕
甲種防火対象物	〔小規模用〕 〔中規模用〕 〔中規模用〕
延面積 3,000㎡未満 <ul style="list-style-type: none"> 特定用途30人未満、非特定用途50人未満の事業所 特定用途30人以上、非特定用途50人以上の事業所 建物所有者 	〔小規模用〕 〔中規模用〕 〔中規模用〕
延面積 3,000㎡以上 <ul style="list-style-type: none"> 1事業所の床面積の合計3,000㎡未満の事業所 <ul style="list-style-type: none"> ①特定用途30人未満、非特定用途50人未満の事業所 ②特定用途30人以上、非特定用途50人以上の事業所 1事業所の床面積の合計3,000㎡以上の事業所 <ul style="list-style-type: none"> ①特定用途30人未満、非特定用途50人未満の事業所 ②特定用途30人以上、非特定用途50人以上の事業所 建物所有者 	〔小規模用〕 〔中規模用〕 〔中規模用〕 〔大規模用〕 〔大規模用〕

(3) 全体についての消防計画

統括防火管理義務対象物	〔乙種防火対象物〕 〔甲種防火対象物〕	全体についての防火管理に係る消防計画
-------------	------------------------	--------------------

2 適用例

例1 複数の管理権原者がいる乙種防火対象物の場合

- ・延面積299㎡の複合用途ビル (16項イ)
- ・ () 内の数字は、各事業所の収容人員
- ・共用部分は、建物所有者が管理

床面積㎡			
99	事務所 A (10人)	共用部分	
100	飲食店 B (15人)		
100	飲食店 C (22人)		

作成の基準とする消防計画

- ①建物所有者 ————— [小規模用]
(乙種防火対象物)
- ②事務所 A ————— [小規模用]
(複数管理権原者の乙種防火対象物)
- ③飲食店 B・C ————— [小規模用]
(複数管理権原者の乙種防火対象物)

例2 複数の管理権原者がいる延面積が3,000㎡未満の甲種防火対象物の場合

- ・延面積2,900㎡の複合用途ビル (16項イ)
- ・ () 内の数字は、各事業所の収容人員
- ・共用部分は、建物所有者が管理

床面積㎡							
500	事務所 A (53人)		共用部分				
600	事務所 B (20人)	事務所 C (15人)					
600	飲食店 D (32人)	飲食店 E (30人)		飲食店 F (25人)			
600	遊技場	G (同一権原)					
600	遊技場	(200人)					

作成の基準とする消防計画

- ①遊技場 G、飲食店 D・E ——— [中規模用]
(床面積3,000㎡未満
で収容人員30人以上)
- ②建物所有者 ————— [中規模用]
(延面積3,000㎡未満)
- ③事務所 A ————— [中規模用]
(床面積3,000㎡未満
で収容人員50人以上)
- ④事務所 B・C ————— [小規模用]
(床面積3,000㎡未満
で収容人員50人未満)
- ⑤飲食店 F ————— [小規模用]
(床面積3,000㎡未満
で収容人員30人未満)

例3 複数の管理権原者がいる延面積が3,000㎡以上の甲種防火対象物の場合

- ・延面積10,000㎡の複合用途ビル (16項イ)
- ・ () 内の数字は、各事業所の収容人員
- ・共用部分は、建物所有者が管理

床面積㎡							
2,000	事務所 A (55人)	事務所 B (43人)	事務所 C (15人)	共用部分			
2,000	飲食店 D (45人)		飲食店 E (38人)				
2,000	飲食店 F (25人)	飲食店 G (52人)	飲食店 H (27人)				
2,000	百貨店	I (同一権原)					
2,000	百貨店	(500人)					

作成の基準とする消防計画

- ①建物所有者 ————— [大規模用]
(延面積3,000㎡以上)
- ②百貨店 I ————— [大規模用]
(床面積3,000㎡以上
で収容人員30人以上)
- ③事務所 A ————— [中規模用]
(床面積3,000㎡未満
で収容人員50人以上)
- ④飲食店 D・E・G ————— [中規模用]
(床面積3,000㎡未満
で収容人員30人以上)
- ⑤事務所 B・C ————— [小規模用]
(床面積3,000㎡未満
で収容人員50人未満)
- ⑥飲食店 F・H ————— [小規模用]
(床面積3,000㎡未満
で収容人員30人未満)

3 共同住宅の消防計画

共同住宅の場合も消防計画を作成します。ただし、以下に該当するものは、自己の防火対象物の実態が一般的な共同住宅とは異なりますので、共同住宅用消防計画作成例は使用できません。

- (1) 高齢者が入居するシルバーマンション等の施設
- (2) 住戸を週単位等極めて短期間の賃貸に供するウィークリーマンション等の施設
- (3) 観光地等に存し、住戸の多くが所有者等により通年居住されず、多数の者の宿泊に供されるリゾートマンション等の施設

4 工事中の消防計画

(1) 既存防火対象物の工事中の消防計画

次に掲げる工事を行う場合は、工事中の消防計画の様式を使用し、工事の実態を踏まえて、作成します。

ア 建築基準法第7条の6及び第18条第24項に基づき特定行政庁等に仮使用するための申請がなされたもの

イ 消防法第17条の消防用設備等の増設、移設等の工事を行う防火対象物で当該設備の機能を停止させるもの

(2) 新築工事中の消防計画

ア 消防法施行令第1条の2第3項第2号に掲げる新築の工事中の建築物の工事中の部分については、工事の実態を踏まえて、作成します。

イ 消防法施行令第1条の2第3項第2号に掲げる新築の工事中の建築物において、建築基準法第7条の6及び第18条第24項に基づき特定行政庁等に仮使用するための申請がなされた部分については、該当する規模・用途の消防計画を作成します。

5 作成上の留意事項

(1) 記入上の注意事項（150ページ以降の作成要領）

ア 統括防火管理（消防法第8条の2）が該当する場合は、※について記入します。

イ ★は、該当する場合に必ず記入します。

ウ 下線の付いている部分（例_____）は、防火対象物及び事業所の実態に応じて赤字例示を参考にし、記入します。

エ 作成例は、該当する用途の一般的な形態を想定しています。したがって、作成にあたっては、事業所個々の営業形態及び組織・建物構造・設備の設置状況等の実態とその特異性を加味して記入しなければなりません。

(2) 留意事項

ア 作成する消防計画の各項目は、作成要領の「作成上の留意事項」に基づき、作成します。

イ 作成にあたって重要な点・特に気をつける点は「解説」にまとめたので、参考にしましょう。

ウ 消防計画上、別に定めるものとしている「防火管理マニュアル」は事業所の状態にあったマニュアルを作成することが必要です。

エ 別表関係は、その使用目的、内容をよく理解したうえで活用します。

(3) 消防計画作成チェック項目

「消防計画作成チェック項目」を参考にし、届出書に消防計画に定める事項が漏れていないかどうかの確認をします。

6 消防計画の届出

消防長又は消防署長への届出は、法令で定める次の様式（消防計画作成（変更）届出書）をつけて行います。

なお、消防計画を変更した場合も同様です。

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）
消防計画作成（変更）届出書

① 年 月 日	
②消防長（消防署長）（市町村長）殿 ③ 防火 管理者 防災 住 所 _____ 氏 名 _____ ㊟ ④管理権原者 住 所 _____ <small>（法人の場合は、名称及び代表者氏名）</small> 氏 名 _____ ㊟	
別添のとおり、⑤防火 防災 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。	
防 火 対 象 物 又は の所在地 建築物その他の工作物	⑥
防 火 対 象 物 又は の名称 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）	⑦
防 火 対 象 物 又は の用途 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途）	⑧ ⑨令別表第1 （ ） 項
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）	⑩
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「防火 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

作成上の留意事項

- ① 届出書の提出年月日を記入する。
- ② 当該防火対象物の所在地を所轄する消防本部又は消防署の長あてとし、消防本部、消防署を有しない市町村にあっては市町村長あてとする。
 (〇〇消防本部消防長、〇〇消防署長、〇〇町長)
- ③ 「防火」「防災」の該当しない文字を横線で抹消し、防火管理者の住所・氏名を記入して押印する。
- ④ 1 当該事業所の管理について権原を有する者の住所・氏名を記入して押印する。
 2 法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入する。
 (〇〇市〇〇町一丁目1番1号)
 (〇〇株式会社)
 代表取締役社長(氏 名) ㊟
- ⑤ 「防火」「防災」と「作成（変更）」の文字は、該当しない文字を横線で抹消する。
- ⑥ 当該防火対象物等の所在地を記入する。
- ⑦ 1 当該防火対象物等の名称を記入する。
 2 防火対象物等の一部を占有している店舗等の場合は、防火対象物等の名称の後に、当該店舗等の名称・占有する階数等を（ ）内に記入する。
 「〇〇ビル（喫茶〇〇地下1階）」
 3 変更届出の場合は、変更後の名称を前例により記入する。
- ⑧ 1 当該防火対象物等の用途を記入する。
 2 防火対象物等の一部を占有している場合は、防火対象物等の全体の用途の後に、占有している部分の用途を（ ）内に記入する。
 「複合用途（飲食店）」「複合用途（共同住宅）」等
- ⑨ 1 防火対象物等の全体の用途について消防法施行令別表第1の項及びイ、ロ等の区分で記入する。
 2 防火対象物等の一部を占有している店舗等の場合は、全体の用途区分の下に占有している部分の用途区分を記入する。
 「(16) 項イ」 「(16) 項ロ」
 「(3) 項イ」 「(5) 項ロ」等
- ⑩ 1 防火管理者の連絡先電話番号、従業員数、収容人員等を記入する。
 2 変更届出の場合は、主な変更事由を記入する。
 「消防計画の内容変更」「用途の変更」「建物の増改築による変更」等
 3 防火管理者が委託選任されている場合は、その旨を記入する。
 「防火管理者建物内（外）委託選任」
 4 その他、届出事項に含まれない特異事項を簡記する。
 5 記入内容が多岐にわたる場合は、別紙として添付する。